

# レジデンストラックの手続きについて

令和2年9月29日

内閣官房  
出入国在留管理庁  
外務省  
厚生労働省  
経済産業省  
国土交通省

※最新の情報は、外務省HPをご確認ください。

**1. 制度の概要について**

2. 必要書類について

3. 企業・団体の皆様への要望事項等

# 国際的な人の往来再開に向けた段階的措置について

- 一般の国際的な往来とは別に、ビジネス上必要な人材等の出入国について例外的な枠を設置します。
- 現行の水際措置を維持した上で、追加的な防疫措置を条件とする仕組みを試行します。

## 措置の概要

- **ビジネストラック**：本件試行措置により例外的に出入国が認められ、「活動計画書」の提出等の更なる条件の下、14日間の自宅等待機期間中も、行動範囲を限定した形でビジネス活動が可能となるスキームで、主に短期出張者用です。
- **レジデンスラック**：本件試行措置により例外的に出入国が認められるが、**入国・帰国後の14日間の自宅等待機は維持されるスキームで、主に長期滞在者用（駐在員の派遣・交代等）**です。  
※当面は、成田、羽田、関西の3空港での受入れとなります。

## 対象国・地域

- 感染状況が落ち着いている国・地域と協議・調整を開始しています。（ベトナム、タイ、豪州、ニュージーランド、カンボジア、シンガポール、韓国、中国、香港、マカオ、ブルネイ、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、ラオス、台湾）

## 対象者

- 現時点では、日本国籍を有し日本に居住する者又は対象国・地域の国籍を有し当該対象国・地域に居住する者に限ります。
- ビジネス上必要な人材等（短期商用、経営・管理、技術者、技能実習・特定技能等）を対象者とします。

## 邦人出国者の利用条件

- 相手国の要請に応じ、出国前の検査証明、「相手国活動計画書」の事前提出等により、相手国への入国、行動範囲を限定した活動が許容されるよう調整しています。

## 邦人帰国者／外国人入国者の利用条件

- レジデンスラックを利用する外国人は、誓約書及び質問票の提出が必要です。入国拒否対象地域から入国する場合は、出国前72時間以内に検査を受け取得した検査証明（又はその写し）を入国時に提出いただきます。
- ビジネストラックを利用する邦人（※）・外国人は、誓約書、本邦活動計画書及び質問票の提出に加えて、原則として検査証明（又はその写し）を入国時に提出いただきます。  
※日本から相手国へビジネストラックで渡航し、相手国での滞在期間が14日以内の場合は、帰国時の検査証明の提出は不要です。
- 帰国時にビジネストラックを利用しない邦人は、誓約書等の追加的な書類提出は必要ありません（機内で配布される「質問票」のみ、到着空港の検疫に提出してください）。

## 開始状況

- **タイ・ベトナム・マレーシア・カンボジア・ラオス・ミャンマー・台湾との間で「レジデンスラック」を、シンガポールとの間で「ビジネストラック」の運用を開始しました。**
- **準備が整い次第、順次対象国・地域を拡大していきます。**

注）現在、措置の具体的な内容について検討、対象国・地域との協議・調整を進めているため、実際の措置とは異なる可能性があります

# 邦人がビジネストラックを利用せず相手国・地域へ渡航する場合のフロー

日本国内

## ①在京大使館等での査証発給申請

- 在京大使館等にて査証の発給を申請ください

健康モニタリングの実施

## ②検査証明の取得等

- 出国前に各国・地域が指定する時間内、検査方法等で、検査証明を取得していただきます。
- 国・地域によって検査証明の要件が異なりますので、必ず各国・地域の在京大使館等のHPなどで詳細をご確認ください。

出国

## ③相手国内での活動

- 相手国・地域への入国・入境後は、現地政府の指示に従い、14日間の自宅待機等をお願いします

帰国

## ④空港での検疫

本邦行の航空機内で配布される「質問票」に記載ください。

- 「質問票【機内で記入したもの】」を提出いただきます。

移動・待機

## ⑤14日間の自宅待機

入国拒否対象地域からの帰国者は本邦帰国時にCOVID-19に関する検査を受けて頂きます。検査結果の判明までは原則として空港内で待機していただきます。

14日後

## 通常活動への復帰

- 14日間の自宅待機をお願いします。（公共交通機関の利用は不可）

相手国内

日本国内

# 外国人がレジデンストラックを活用し日本へ入国する場合のフロー※入国拒否対象地域の場合

相手国内

①在外公館での査証発給等申請  
(誓約書等の提出)

- 在外公館での査証又は再入国関連書類提出確認書申請時に、**日本側受入企業・団体が作成する「誓約書（写し）」を提出し、追加的な防疫措置への同意を確認します。**  
※誓約違反時には、受入企業・団体の名称が公表される可能性があります。
- 受入企業・団体は、アプリの導入・設定方法や必要書類について十分理解した上で、対象者も本措置の内容や誓約内容について理解できるよう、対象者に対して丁寧な説明を行ってください。

健康モニタリングの実施

出国前14日間は検温を実施してください。  
健康モニタリング結果は、本邦行の航空機内で配布される「質問票」に記載ください。

②検査証明の取得等

- 出国前（搭乗予定航空便の出発時刻）72時間以内に検査を受検し、滞在国・地域の医療機関にて**検査証明を取得ください。**

入国

③空港での検疫・入国審査

- 【検疫】
- 空港の検疫で「質問票【機内で記入したもの】」・「誓約書（写し）」を提出いただきます。
- **接触確認アプリのインストール等に誓約いただいていることを確認させていただきます。**
- **検査証明（又はその写し）を持参していることを確認します。**
- 【入国審査】
- **検査証明の確認・回収をします。**
- **査証の確認又は再入国関連書類提出確認書の確認・回収をさせていただきます。**
- **アプリインストール等を確認させていただきます。**

移動・待機

④行動範囲限定下での活動

**本邦入国時にCOVID-19に関する検査を受けて頂きます。**検査結果の判明までは原則として空港内で待機していただきます。

14日後

通常活動の実施

- レジデンストラックでは、**入国後14日間、公共交通機関を使わず、自宅・宿泊施設等（個室、バス、トイレの個別管理ができる施設）で待機してください。**
- **LINEアプリを通じた健康フォローアップを行うとともに、地図アプリ等による位置情報の保存を行ってください。**
- **接触確認アプリを導入し、同アプリの機能を利用してください。**
- 有症状となった場合、滞在・移動を中止するとともに速やかに「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、指定の医療機関を受診してください。陽性の場合、濃厚接触者リストや保存された位置情報を管轄保健所に提供するなど、調査に御協力いただきます。

日本国内

# 外国人がレジデンストラックを活用し日本へ入国する場合のフロー※非入国拒否対象地域の場合

相手国内

## ①在外公館での査証発給等申請 (誓約書等の提出)

- 在外公館での査証申請時に、日本側受入企業・団体が作成する「誓約書（写し）」を提出し、追加的な防疫措置への同意を確認します。  
※誓約違反時には、受入企業・団体の名称が公表される可能性があります。
- 受入企業・団体は、アプリの導入・設定方法や必要書類について十分理解した上で、対象者も本措置の内容や誓約内容について理解できるよう、対象者に対して丁寧な説明を行ってください。

健康モニタリングの実施  
入国

出国前14日間は検温を実施してください。  
健康モニタリング結果は、本邦行の航空機内で配布される「質問票」に記載ください。

## ②空港での検疫・入国審査

移動・待機

### 【検疫】

- 空港の検疫で「質問票【機内で記入したもの】」・「誓約書（写し）」を提出いただきます。

### 【入国審査】

- 査証の確認をさせていただきます。

## ③行動範囲限定下での活動

14日後

通常活動の実施

- レジデンストラックでは、入国後14日間、公共交通機関を使わず、自宅・宿泊施設等（個室、バス、トイレの個別管理ができる施設等）で待機してください。
- 地図アプリ等による位置情報の保存を行ってください。（推奨）
  - 接触確認アプリを導入し、同アプリの機能を利用してください。（推奨）
  - 有症状となった場合、滞在・移動を中止するとともに速やかに「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、指定の医療機関を受診してください。陽性の場合、濃厚接触者リストを管轄保健所に提供するなど、調査に御協力いただきます。

日本国内

# レジデンストラックの対象者について【外務省】

## 本制度に申請可能な外国人

### ◆ 対象者

現時点では、対象国の国籍を有する対象国に居住する者に限ります。  
当面の間は、同伴家族は対象として想定されていません。

### ◆ 新規査証又は再入国関連書類提出確認書

本スキームを利用可能な外国人は、下記①又は②に該当する新規査証申請者、及び、下記①に該当する再入国許可（みなし再入国許可を含む。）を得て出国した外国人で再入国関連書類提出確認書を申請する者です。

### ◆ 訪日目的

#### ①就労・長期滞在（以下のいずれかの在留資格に該当するもの）

- ・「経営・管理」
  - ・「企業内転勤」
  - ・「技術・人文知識・国際業務」
  - ・「介護」
  - ・「高度専門職」
  - ・「技能実習」
  - ・「特定技能」
  - ・「特定活動」（EPA看護師・介護福祉士、EPA看護師・介護福祉士候補者、起業）（注1）
- （注1）「特定活動」（EPA看護師・介護福祉士、EPA看護師・介護福祉士候補者）については、ベトナムのみが対象となります。

#### ②短期商用

日本に出張して行う業務連絡、商談、契約調印、アフターサービス、宣伝、市場調査等

※なお、本スキームを利用しなくとも、8月31日までに再入国許可（みなし再入国許可を含む）をもって出国した在留資格保持者で所定の手続を経た者は、出国日に拘わらず、9月1日（本邦到着分）以降の再入国が現在認められています。また、9月1日以降に出国予定の在留資格保持者の再入国についても所定の手続を経れば認められています。

1. 制度の概要について

2. **必要書類について**

3. 企業・団体の皆様への要望事項等

# I 必要書類（邦人がビジネストラックを利用せず相手国・地域へ渡航する場合）

## 邦人が対象国・地域に渡航する際

- ✓ 必要書類・手続詳細は、下記のHPを御確認ください。

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22\\_003380.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html)

→検査証明の詳細はスライドI-①へ

- ✓ 質問票→詳細はスライドI-②へ

# I-① 対象国・地域に渡航する際に必要な検査証明について

	検査証明フォーマット	求められる検査手法	検査証明の条件	受診可能な医療機関	その他の留意事項
ベトナム	<p>○フォーマットの指定はありません ○在ベトナム日本大使館HPに使用可能なフォーマットを掲載していますので、ご参照ください <a href="https://www.vn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html">https://www.vn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html</a></p> <p>【条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>英語又はベトナム語で記載</li> <li>必要事項：渡航者氏名、年齢（生年月日）、性別、国籍、パスポート番号、日本住居国での住所、ベトナムでの住所、医療機関検査施設名、検体採取日時、検査日、検査方法、検査結果、入国予定日</li> </ul>	<p>○Real-time PCR検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>詳細は在ベトナム日本大使館HPをご覧ください <a href="https://www.vn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html">https://www.vn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html</a></li> </ul>	<p>○ベトナム入国の<b>3日から7日前の間に検査を受け発行されたもの</b></p>	<p>○在ベトナム日本大使館HPに掲載されている医療機関で受診してください</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>詳細は、在ベトナム日本大使館HPを参照ください <a href="https://www.vn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html">https://www.vn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html</a></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>証明書には、検査を受けた医療機関の有効な印鑑と署名が必要となります</li> <li>証明書の他に、医療申告（入国前24時間以内にオンラインで申告又は到着空港で紙で申告）を行うことを義務付けています</li> <li>詳細は以下のHPをご覧ください 医療申告URL <a href="https://tokhaiyte.vn/">https://tokhaiyte.vn/</a></li> </ul>
タイ	<p>○フォーマットの指定はありません</p> <p>【条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>英語表記があることが条件となります</li> <li>RT-PCR検査の結果、新型コロナウイルスへの感染が確認されなかった旨の記載が必要です。</li> </ul>	<p>○RT-PCR検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>詳細は駐日タイ大使館HPをご覧ください <a href="http://site.thaiembassy.jp/jp/news/announcement/">http://site.thaiembassy.jp/jp/news/announcement/</a></li> <li>※「お知らせ」の欄に、フライトごとに掲載</li> </ul>	<p>○<b>渡航前72時間以内に発行されたもの</b></p>	<p>○タイ政府指定の医療機関はありません</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>以下の経産省HPに、海外渡航者向け「新型コロナウイルス検査証明機関登録簿」を公表しています。（登録簿外の医療機関で検査ができないというものではありません。） <a href="https://www.meti.go.jp/pres/2020/09/20200918006/20200918006.html">https://www.meti.go.jp/pres/2020/09/20200918006/20200918006.html</a></li> <li>駐日タイ大使館HPにおいても、PCR検査受診可能な医療機関リストが掲載されています <a href="http://site.thaiembassy.jp/upload/pdf/covidVISA/%E2%91%A2%E3%80%80Genesis%20Healthcare%20clinics%20h">http://site.thaiembassy.jp/upload/pdf/covidVISA/%E2%91%A2%E3%80%80Genesis%20Healthcare%20clinics%20h</a></li> </ul>	<p>○検査証明以外に、英文の搭乗可能健康証明書が必要となります (Fit to Fly又は Fit to Travel HealthCertificate)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>また、新型コロナウイルス感染症及び関連疾患の治療費を含む10万米ドルもしくは1,100万円以上の治療補償額の英文医療保険証も必要となります。</li> <li>詳細は駐日タイ大使館HPをご覧ください。 <a href="http://site.thaiembassy.jp/jp/news/announcement/">http://site.thaiembassy.jp/jp/news/announcement/</a></li> </ul>

# I-① 対象国・地域に渡航する際に必要な検査証明について

	検査証明フォーマット	求められる検査手法	検査証明の条件	受診可能な医療機関	その他の留意事項
マレーシア  ※「必須」ではなく「推奨」	○フォーマットの指定はありません。  【条件】 ・英語又はマレー語で記載されていること ・医師の自筆のサインがあること	○RT-PCR検査 又は 抗原検査 (RTK-Ag)  ※なお、日本で実施されている「唾液」検体での検査結果はマレーシアは認められません。	○出国前3日以内取得されていること	○マレーシア政府指定の医療機関はありません  ・以下の経産省HPに、海外渡航者向け「新型コロナウイルス検査証明機関登録簿」を公表しています。 (登録簿外の医療機関で検査ができないというものではありません。) <a href="https://www.meti.go.jp/press/2020/09/20200918006/20200918006.html">https://www.meti.go.jp/press/2020/09/20200918006/20200918006.html</a>	○事前検査は「必須」ではなく「推奨」のため、証明無しでも入国が可能です。また、事前証明の有無に関わらず、入国時に検査の受検が必須です。
カンボジア	○フォーマットの指定はありません  【条件】 ・英語表記があることが条件となります	○RT-PCR検査  ※なお、日本で実施されている「唾液」検体での検査結果はカンボジアは認められません。  ・詳細は在カンボジア日本大使館HPをご覧ください <a href="https://www.kh.emb-japan.go.jp/itpr_ja/b_000197.html">https://www.kh.emb-japan.go.jp/itpr_ja/b_000197.html</a>	<b>○渡航前72時間以内に発行されたもの</b>	○カンボジア政府指定の医療機関はありません  ・以下の経産省HPに、海外渡航者向け「新型コロナウイルス検査証明機関登録簿」を公表しています。(登録簿外の医療機関で検査ができないというものではありません。) <a href="https://www.meti.go.jp/press/2020/09/20200918006/20200918006.html">https://www.meti.go.jp/press/2020/09/20200918006/20200918006.html</a>	現在、 <u>日カンボジア間の直行便は運休中</u> です
ラオス	○フォーマットの指定はありません  【条件】 ・英語表記があることが条件となります	○RT-PCR検査  ・詳細は在ラオス日本大使館HPをご覧ください <a href="https://www.la.emb-japan.go.jp/files/100089658.pdf">https://www.la.emb-japan.go.jp/files/100089658.pdf</a>	<b>○ラオス到着時間から起算して72時間以内に発行されたもの</b>	○ラオス政府指定の医療機関はありません  ・以下の経産省HPに、海外渡航者向け「新型コロナウイルス検査証明機関登録簿」を公表しています。(登録簿外の医療機関で検査ができないというものではありません。) <a href="https://www.meti.go.jp/press/2020/09/20200918006/20200918006.html">https://www.meti.go.jp/press/2020/09/20200918006/20200918006.html</a>	現在、 <u>ラオス出入国のための定期便は運行されておらず、陸路による入国も不可</u> の状況です。臨時便が運行されることがあり、その場合、日時等を在ラオス日本大使館の領事メールでお知らせし、同館HPに掲載します

# I-① 対象国・地域に渡航する際に必要な検査証明について

	検査証明フォーマット	求められる検査手法	検査証明の条件	受診可能な医療機関	その他の留意事項
ミャンマー	○フォーマットの指定はありません  【条件】 ・英語表記があることが条件となります	○RT-PCR検査	○渡航前72時間以内に発行されたもの	○ミャンマー政府指定の医療機関はありません  ・以下の経産省HPに、海外渡航者向け「新型コロナウイルス検査証明機関登録簿」を公表しています。（登録簿外の医療機関で検査ができないというものではありません。） <a href="https://www.meti.go.jp/press/2020/09/20200918006/20200918006.html">https://www.meti.go.jp/press/2020/09/20200918006/20200918006.html</a>	現在、ミャンマー政府は商用旅客機の着陸を禁止しており、陸路による出入国も禁止しています。在日ミャンマー人のための臨時便に、例外措置として同乗する以外は、ミャンマーへの渡航は極めて限定的な状況です。
台湾	○フォーマットの指定はありません  【条件】 ・英語表記 ・正確な氏名、出生年月日またはパスポート番号 ・疾病名称（COVID-19またはSARS-CoV-2） ・検査方法 ・判定結果	○PCR、Real-time PCR、RT-PCR、NAA、NATまたはMolecular Diagnostics  ・詳細は日本台湾交流協会HPをご覧ください ( <a href="https://www.koryu.or.jp/tabid2169.html">https://www.koryu.or.jp/tabid2169.html</a> )	○搭乗前3営業日以内の検体採取	○台湾当局指定の医療機関はありません  ・以下の経産省HPに、海外渡航者向け「新型コロナウイルス検査証明機関登録簿」を公表しています。（登録簿外の医療機関で検査ができないというものではありません。） <a href="https://www.meti.go.jp/press/2020/09/20200918006/20200918006.html">https://www.meti.go.jp/press/2020/09/20200918006/20200918006.html</a>	

## 海外渡航者新型コロナウイルス検査センター（TeCOT）

本年10月を目標に、検査の予約が可能な「海外渡航者新型コロナウイルス検査センター（TeCOT）」をウェブサイト上に設ける予定です。

- 海外渡航者新型コロナウイルス検査センター（TeCOT）専用ページ  
(<https://www.meti.go.jp/policy/investment/tecot/top.html>)

# I - ② 質問票 (国内電話番号をお持ちかつ日本語対応可能な方の場合)

## 質問票の記入例 ※機内で記入いただきます

**質問票** 2020-08-30 NP3F-Front

このカードは、患者の早期発見や追跡調査に使用します。正確に記入してください。  
 記入いただいた個人情報には、保健所等に提供する場合があります。保健所等から連絡があることがあります。

① 過去14日以内に、下記の流行地域に滞在していましたか？  Y: はい  N: いいえ

② 氏名、フリガナ、性別、年齢、国籍、住所、連絡先、電話番号、健康状態に関する質問票の記入例。

③ 過去14日以内に、発熱やせきなどの症状がある人との接触がありましたか。  Y: はい  N: いいえ

過去14日以内に感染した患者と接触していますか。(可能性がありますか。)  Y: はい  N: いいえ

過去14日以内に、発熱やせきなどの症状がありましたか。  Y: はい  N: いいえ

現在、体調に異状はありますか。(「はい」の場合は⑬を回答してください)  Y: はい  N: いいえ

症状はどれですか。  A: 発熱  B: 咳  C: 倦怠感  D: その他( )

解熱剤・かぜ薬・痛み止めなどを使用していますか。  Y: はい  N: いいえ

日本での14日間の滞在先はどこですか。  A: 自宅  B: ホテル  C: その他( )

公共交通機関を使用せず移動する方法を確保していますか。  Y: はい  N: いいえ

※ 14日間の滞在先についてご記入ください。

滞在期間 月 日 日 ~ 月 日 日 滞在期間 月 日 日 ~ 月 日 日

宿泊・滞在先名 電話番号 宿泊・滞在先名 電話番号

日本滞在中に連絡可能な携帯電話番号

日本出国予定日 年 月 日 出国海空港名 便・船名

このカードは、患者の早期発見や追跡調査に使用します。連絡の申先を当方は、保健法第36条の規定により開示されることがあります。(6か月以下の滞りまたは80万円以下の罰金)

検疫所記入欄 LINEアプリ等を活用した健康確認への同意  Y: あり  N: なし

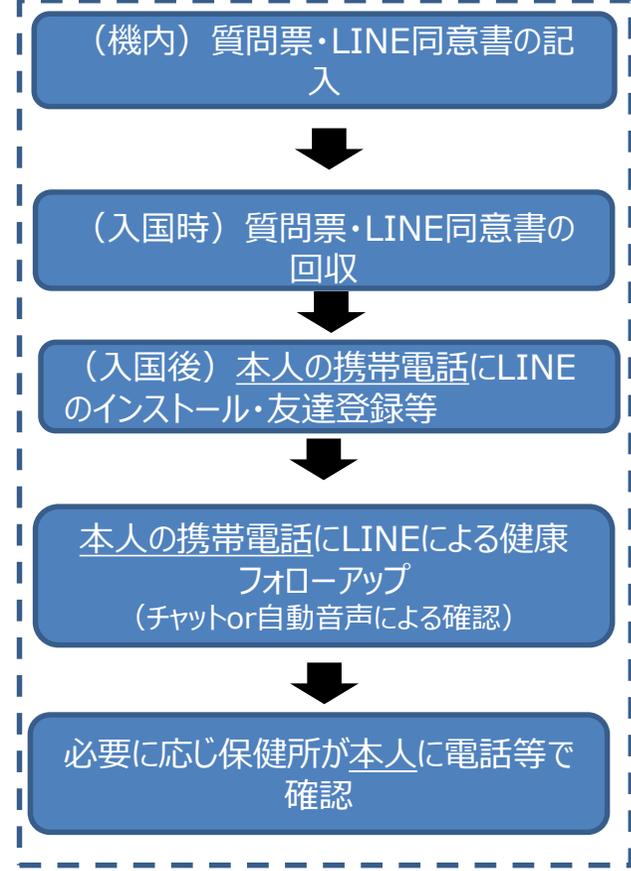
厚生労働省・検疫所

① Yと記入し、滞在地を○で囲みます。

②本人の情報を記入いただきます。LINEの友達登録等を行う電話番号を記入していただきます。

③本人の健康状態等について記入いただきます。

## 健康フォローアップまでのイメージ



※検疫所はLINE同意書を確認し、Yと記入します。

## Ⅱ 必要書類（外国人がレジデンストラックを使って日本へ渡航する場合）

- ✓ 誓約書（写し） →詳細はスライドⅡ-①へ
- ✓ 検査証明（又はその写し） ※非入国拒否対象地域からの入国では不要  
※出国前72時間以内に検査を受検し、発行されたもの→詳細はスライドⅡ-②へ
- ✓ 質問票（原本） →詳細はスライドⅡ-③へ
- ✓ LINE・COCOAをインストール済み、位置情報保存を設定済みのスマートフォン（非入国拒否対象地域からの入国・再入国の場合は推奨）（スマートフォンは受入企業等から貸与いただいても問題ありません） →詳細はスライドⅡ-⑤へ

※上記のほか、通常の査証申請手続き時や渡航時に必要となる書類等についてもご用意ください

※査証申請手続き時の必要書類は、下記の外務省HPからご確認頂けます

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page22\\_003381.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page22_003381.html)

# Ⅱ-① 誓約書

## Residence Track

外務大臣  
厚生労働大臣 殿

(1枚目)

1 一般的事項  
(企業・団体名)  
以下の事項を誓約いたします。

(1) 対象者  
名前 (アルファベット)

国籍

旅券番号

入国拒否の対象地域から入国する場合、右欄にチェックを入れること

(2) 誓約内容

ア 対象者の訪日目的が真に急を要し、必要不可欠なものであること。

訪日目的：  
(真に急を要し、  
必要不可欠な理由  
を具体的に記載。)

イ 対象者が、入国前14日以内に出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)に基づく入国拒否の対象地域(出発国・地域を除く。)に滞在歴がないことを保証すること。(注)

(注) 出発国・地域から訪日する途中で入国拒否の対象地域を經由する際、当該国・地域に入国・入域許可を受けて入国・入域している場合は、滞在歴があるものとします。

ウ 対象者に対し、本邦入国後に厚生労働省の要請に従った行動をとらせ、そのために必要な管理を行うこと。

エ 対象者に対し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大につながるおそれのある対人接触や行動を行わないよう指導及び監督すること。

オ 対象者が、上記ウの厚生労働省の要請に反する行動をとった場合又は上記エの指導若しくは監督に従わない場合には厚生労働省検疫所業務管理室に対して、また、新型コロナウイルス感染症の疑いのある症状を有することが確認された場合には、対象者の自宅又は宿泊場所を管轄する保健所に対して、直ちに報告するとともに、日本政府の関係当局の指示に従うこと。

2 防疫事項

当企業・団体として、以下の事項について、対象者に説明の上、本人の同意を得たこと、また、その実施を確保するため必要な措置をとることを誓約いたします。

(1) 対象者が入国拒否の対象地域から入国する場合

ア 対象者は、入国前14日間、検温を行い、仮に発熱や呼吸器症状、倦怠感等を含む新型コロナウイルス感染症の症状が認められる場合には、本邦への渡航を中止すること。

イ 対象者は、現地出発前72時間以内に新型コロナウイルスに関する検査を受け、所定のフォーマットを用いて現地医療機関から、「陰性」であることを証明する検査証明を取得し、本邦入国時には検疫官及び入国審査官に対し、当該証明又はその写しを提示・提出すること。また、対象者は、入国審査官に当該証明又はその写しを提出できない場合には、出入国管理及び難民認定法の規定に基づき、入国拒否の対象となることについて理解すること。

ウ 対象者は、入国時に、民間医療保険(滞在期間中の医療費を補償する旅行保険を含む。)に加入していること。

エ 対象者又は受入企業・団体は、入国時に、対象者又は受入企業・団体が使用するスマートフォンにL I N Eアプリをインストールし、また、入国後14日間毎日、同アプリを活用し、対象者の自宅又は宿泊場所を管轄する保健所に対象者の健康状態の報告を行うこと。

オ 対象者は、入国時に、携行するスマートフォンに、厚生労働省が指定する接触確認アプリを導入し、ま

渡航の対象者の情報を記載ください

渡航目的を簡潔に記載ください

## Residence Track

(2020年9月17日更新)

- た、入国後14日間、同アプリの機能を利用すること。
- カ 対象者は、入国時に、携行するスマートフォンの地図アプリ機能等を利用した位置情報の保存を開始し、また、入国後14日間、位置情報を保存すること。
- キ 対象者は、入国時、新型コロナウイルス感染症の検査を受け、その結果が判明するまで、検疫所長が指示した待機場所に留り、他の者と接触しないこと。
- ク 空港外の検査結果待機場所が必要な場合、待機場所は自宅又は受入企業・団体が確保した施設とし、その費用は受入企業・団体が負担すること。
- ケ 対象者は、入国後14日間、移動手段を下記のいずれかに限ること。
  - ・自家用車
  - ・受入企業・団体所有車両
  - ・レンタカー
  - ・ハイヤー
- コ 対象者は、検査結果判明後は、入国後14日間、自宅又は宿泊場所で待機することとし、不特定の者との接触を行わないこと。
- サ 入国後14日以内に対象者が有症状となった場合、受入企業・団体は、速やかに対象者の自宅又は宿泊場所を管轄する「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、滞在していた地域を伝え、対象者を指定された医療機関を受診させること。
- シ 入国後14日以内に対象者が陽性となった場合、対象者及び受入企業・団体は、スマートフォン等に保存した入国後の位置情報を速やかに管轄保健所に提示するなど、その調査(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条に基づく積極的疫学調査)に協力すること。
- ス 受入企業・団体は、対象者が上記(1)カの位置情報の保存を行うこと及び上記(1)シの調査への協力として必要な情報提供を求められた際には位置情報を提示することにつき、あらかじめ対象者本人の同意を書面でもとりつけておくこと。
- セ 受入企業・団体は、下記の感染防止対策を徹底すること。
  - 対象者及び接触者の①マスク着用、②手指消毒の徹底、③「3密」を避ける
- ソ 対象者は、上記の同意事項に反したことが明らかとなった場合等、不実の記載のある文書等により査証又は再入国関連書類提出確認書の申請を行い上陸許可を受けたと認められる場合には、出入国管理及び難民認定法の規定に基づく在留資格取消手続及び退去強制手続の対象となり得ることについて理解すること。

(2) 対象者が入国拒否の対象地域ではない国・地域から入国する場合

- ア 対象者は、入国前14日間、検温を行い、仮に発熱や呼吸器症状、倦怠感等を含む新型コロナウイルス感染症の症状が認められる場合には、本邦への渡航を中止すること。
- イ 対象者は、入国時に、民間医療保険(滞在期間中の医療費を補償する旅行保険を含む。)に加入していること。
- ウ 対象者は、入国後14日間、移動手段を下記のいずれかに限ること。
  - ・自家用車
  - ・受入企業・団体所有車両
  - ・レンタカー
  - ・ハイヤー
- エ 対象者は、入国後14日間、自宅又は宿泊場所で待機することとし、不特定の者との接触を行わないこと。
- オ 入国後14日以内に対象者が陽性となった場合、対象者及び受入企業・団体は、管轄保健所の調査(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条に基づく積極的疫学調査)に協力すること。
- カ 受入企業・団体は、下記の感染防止対策を徹底すること。
  - ①対象者及び接触者のマスク着用、②手指消毒の徹底、③「3密」を避ける
- キ 対象者は、上記の同意事項に反したことが明らかとなった場合等、不実の記載のある文書等により査証の申請を行い上陸許可を受けたと認められる場合には、出入国管理及び難民認定法の規定に基づく在留資格取消手続及び退去強制手続の対象となり得ることについて理解すること。
- ク 対象者は、以下の事項の実施が推奨されていることを理解すること。

- 一入国時に、携行するスマートフォンに、厚生労働省が指定する接触確認アプリを導入し、また、入国後14日間、同アプリの機能を利用すること。
- 一入国時に、携行するスマートフォンの地図アプリ機能等を利用した位置情報の保存を開始し、また、入国後14日間、位置情報を保存すること。
- 一入国後14日間毎日、自身の健康状態を観察し、有症状となった場合、速やかに自宅又は宿泊場所を管轄する「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、滞在していた地域を伝え、指定された医療機関を受診すること。

(2枚目)

## Ⅱ-① 誓約書

(3枚目)

### Residence Track

(2020年9月17日更新)

3 上記1及び2の誓約に違反した場合、関係当局により企業・団体名が公表され得るとともに、今後当企業・団体の招へいする者に対し、本件措置に基づく本邦入国が認められないことがあることを理解します。

年	月	日	
企業・団体名・部署名			
受入責任者名 (自署)			印
肩書			
住所			
電話			

受入責任者のお名前・捺印等をいただきます

※印鑑は法人印を使用してください

※受け入れ責任者は必ずしも団体の長である必要はありません

### <注意事項>

- 誓約書は渡航者1名につき1枚、作成をお願い致します。
- 誓約書は外務省HPからダウンロード頂けます。  
[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22\\_003380.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html)
- **誓約違反時には、受入企業・団体の名称が公表される可能性があります。**
- 査証申請時、誓約書（写し）を提出してください。
- 受入企業・団体は、誓約書の記載内容について十分理解した上で、対象者に対して丁寧な説明を行ってください。

## II-② 検査証明 (※非入国拒否対象地域からの入国・再入国では不要)

COVID-19に関する検査証明  
Certificate of Testing for COVID-19

Date of issue \_\_\_\_\_  
交付年月日

氏名 \_\_\_\_\_ パスポート番号 \_\_\_\_\_  
Name \_\_\_\_\_ Passport No. \_\_\_\_\_  
国籍 \_\_\_\_\_ 生年月日 \_\_\_\_\_ 性別 \_\_\_\_\_  
Nationality \_\_\_\_\_ Date of Birth \_\_\_\_\_ Sex \_\_\_\_\_

上記の者の COVID-19 に関する検査を行った結果、その結果は下記のとおりである。  
よって、この証明を交付する。  
This is to certify the following results which have been confirmed by testing  
for COVID-19 conducted with the sample taken from the above-mentioned person.

採取検体 Sample (下記いずれかをチ ェック/Check one of the boxes below)	検査法 Testing for COVID-19 (下記いずれかをチ ェック/Check one of the boxes below)	結果 Result	①決定年月日 ②検体採取日時 Result Date Sampling Date and Time	備考 Remarks
<input type="checkbox"/> 鼻咽喉のぐい液 Nasopharyngeal Swab	<input type="checkbox"/> 核酸増幅検査 (real time RT-PCR 法) nucleic acid amplification test (real time RT-PCR 法)		① ②	
<input type="checkbox"/> 唾液 Saliva	<input type="checkbox"/> 核酸増幅検査 (LAMP 法) nucleic acid amplification test (LAMP) <input type="checkbox"/> 抗原定量検査 antigen test (CLEIA)			

医療機関名 Medical institution \_\_\_\_\_  
住所 Address of the institution \_\_\_\_\_  
医師名 Signature by doctor \_\_\_\_\_

An imprint of  
a seal 印影

- 検査証明の様式は、原則として所定のフォーマット (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100090266.docx>) を使用し、現地医療機関に記入及び署名 (又は印影) を求めてください。
- 当該フォーマットに対応する医療機関がない場合には、任意の様式の提出も可としますが、検疫及び入国審査に時間がかかることがありますので御了承ください。
- なお、任意の様式は、(1) 人定事項 (氏名、パスポート番号、国籍、生年月日、性別)、(2) COVID-19の検査証明内容 (検査手法 (上記フォーマットに記載されている採取検体及び検査法に限る)、検査結果、検体採取日時、検査結果決定年月日、検査証明交付年月日)、(3) 医療機関等の情報 (医療機関名 (又は医師名)、医療機関住所、医療機関印影 (又は医師の署名)) の全項目が英語で記載されたものに限ります。

# Ⅱ-③ 質問票 (国内電話番号をお持ちでない方・日本語対応不可能な方の場合)

## 質問票の記入例 ※機内で記入いただけます

**QUESTIONNAIRE** 2020-08-30 EN3F-Front

Outbreak of Novel Coronavirus (2019-nCoV) has been reported around the world. This form is for detecting patients early and contacting persons who might have had close contact with patients. Please fill out correctly and clearly in "ENGLISH" with "CAPITAL and BLOCK LETTERS" and in black or blue ink. Your personal information may be shared with public health center.

Please respond to the following questions by putting a check mark (✓) in the answer box that corresponds to your response (Yes/No) in the blank where indicated.

**Have you stayed in the following prevalent regions in the past 14 days?**

China, Hong Kong, Macau, Taiwan, Korea, Indonesia, Singapore, Thailand, Philippines, Brunei, Viet Nam, Malaysia, Maldives, India, Pakistan, Bangladesh, San Marino, Iceland, Andorra, Italy, Estonia, Austria, Netherlands, Switzerland, Spain, Slovenia, Denmark, Germany, Norway, Vatican, France, Belgium, Malta, Monaco, Liechtenstein, Luxembourg, Ireland, Sweden, Portugal, Greece, Slovakia, Czech, Hungary, Finland, Belarus, Bosnia and Herzegovina, Poland, Latvia, Lithuania, United Kingdom, Cyprus, Croatia, Kosovo, Bulgaria, Romania, Albania, Armenia, Moldova, Montenegro, North Macedonia, Serbia, Ukraine, Russia, Azerbaijan, Kazakhstan, Tajikistan, Kyrgyz, United Arab Emirates, Iran, Israel, Oman, Qatar, Kuwait, Saudi Arabia, Turkey, Bahrain, Afghanistan, Egypt, Cote d'Ivoire, Democratic Republic of the Congo, Djibouti, Mauritius, Morocco, Cabo Verde, Gabon, Guinea-Bissau, Sao Tome and Principe, Equatorial Guinea, Ghana, Guinea, South Africa, United States of America, Canada, Antigua and Barbuda, Ecuador, Saint Christopher and Nevis, Chile, Dominica, Dominican Republic, Barbados, Panama, Brazil, Peru, Bolivia, Bahamas, Mexico, Uruguay, Honduras, Colombia, El Salvador, Argentina, Australia, New Zealand, Georgia, Iraq, Yemen, Algeria, Eswatini, Cameroon, Senegal, Central African Republic, Mauritania, Guyana, Cuba, Guatemala, Grenada, Saint Vincent and the Grenadines, Costa Rica, Venezuela, Haiti, Nicaragua, Uzbekistan, Kenya, Comoros, Republic of Congo, Sierra Leone, Suriname, Sudan, Somalia, Namibia, Nepal, Paraguay, Palestine, Yemen, Iraq, Lebanon, Liberia, Bolivia, Trinidad and Tobago, Gambia, Zambia, Lesotho, Zimbabwe, Madagascar, Niger, Nigeria, Bhutan, Rwanda, South Sudan, Tunisia

① Yと記入し、滞在地を○で囲みます。

② 本人の情報を記入いただけます。

③ 受入企業・団体の住所、LINEの友達登録等が完了している受入責任者の電話番号、受入責任者のメールアドレスを記入していただきます。

④ 本人の健康状態等について記入いただきます。

⑤ 本人の宿泊・滞在先を記入いただけます。

⑥ 本人の携帯電話番号を記入します。

① Have you had any contact with people with symptoms such as fever or cough in the past 14 days? Y: YES N: NO

② Have you had any contact with infected patients in the past 14 days? Y: YES N: NO

③ Have you had any symptoms such as fever, cough in the past 14 days? Y: YES N: NO

④ Are you feeling sick? Y: YES N: NO

⑤ If yes, specify symptoms ( ) A: fever B: Cough C: Fatigue D: Other Symptoms ( )

⑥ Are you taking any medications such as antipyretics, cold medicines or painkillers? Y: YES N: NO

⑦ Where are you staying in Japan for 14 days? A: home B: hotel C: other place ( )

⑧ Do you have a way to get around without using public transport? Y: YES N: NO

If you do not live in Japan, please answer the following questions.

⑨ Visit duration (month)(day) ~ (month)(day) Visit duration (month)(day) ~ (month)(day)

⑩ Hotel name, etc. Hotel name, etc.

⑪ Telephone No. Telephone No.

⑫ Mobile phone number while in Japan

Your schedule of departure from Japan

⑬ Departure date (year)(month)(day)

⑭ Departure airport / port name

⑮ Flight number / vessel name

Any person who gives false information may be punished according to the Article 36 of the Quarantine Act. (Imprisonment of 6 months or less, or a fine not exceeding 500,000 yen)

Ministry of Health, Labour and Welfare • Quarantine Station

## 健康フォローアップまでのイメージ

(出国前) 企業の受入責任者においてLINEのインストール・友達登録本人に対し、左記③に記入すべき住所(郵便番号含む)、携帯電話番号を伝達。

(機内) 質問票の記入

(入国時) 質問票の回収

(入国後14日間) 毎日、受入責任者から担当する入国者全員に健康状態の聞き取り

受入責任者の携帯電話にLINEによる健康フォローアップ(チャットor自動音声による確認)

受入責任者は、担当する入国者に1人でも発症者がいる場合は、「はい: Y」で登録

保健所が受入責任者に電話等で確認

## Ⅱ-④ 民間保険加入

- 本制度を活用して入国する外国人に対し、日本国内での急な医療費負担に対応した、民間医療保険への加入を必須とします。

### ● 趣旨

入国後、無保険状態で不慮の病気・事故により、本人に高額な医療費負担が生じることは、本人にとっても医療機関にとっても大きなリスクとなるため、入国時に、民間医療保険（滞在期間中の医療費を補償する旅行保険を含む。）に加入していることを必須とするものです。

※新型コロナウイルス感染症の治療費を補償することが目的ではありません。

### ● 民間保険の種類

入国者が加入しているクレジットカードに付帯しているもの、出国前に旅行代理店経由で加入するもの等、様々なものがあります。そのほか、日本政府観光局のホームページや、在外公館・上陸審査場で案内している旅行保険の活用も考えられます。

（日本政府観光局HP：[https://www.jnto.go.jp/emergency/jpn/ov\\_travel\\_insurance.html](https://www.jnto.go.jp/emergency/jpn/ov_travel_insurance.html)）

### ● よくある質問

Q： 保険への加入は、本邦への入国後でも構わないのでしょうか。

A： 入国前に加入いただくことが前提ですが、やむを得ない事情がある場合、空港内など本邦到着直後に加入してください。

Q： 保険への加入手続きのために外出する場合、「14日間の自宅待機」義務に違反することになるのでしょうか。

A： 外出を要することにならないよう、出国前やオンラインでの加入をお願いします。

Q： 保険への加入を証明する書類の提出は必要でしょうか。必要な場合、どのような書類を用意すればよいのでしょうか。

A： 保険証券等を確認させていただくことがあります。また、事後的に入国時（または入国直後）に未加入であったことが発覚した場合には、「誓約書」違反となり、受け入れ企業・団体名の公表、本措置の利用禁止等の措置をとることがあります。

## Ⅱ-⑤ アプリのインストールについて（※非入国拒否対象地域からの入国者は推奨）

- 空港での検疫・入国審査時に、接触確認アプリのインストール等を確認させていただきます
- スマートフォンは受け入れ企業等から貸与いただいても問題ありません

### ① LINE



#### □ 目的

入国後14日間の健康状態の報告

#### □ 使用方法

- ①専用のQRコードから厚生労働省の公式アカウントを友達追加
- ②厚労省公式アカウントから、健康状態確認メッセージを送付
- ③LINEで返答

#### □ 注意点

- ・国内電話番号でない携帯電話（海外SIM）、日本語以外の言語には対応していません。
- ・入国者が国内電話番号の携帯電話を持っていて、かつ日本語を理解できる場合を除き、受入企業・団体の担当者がアプリをインストール、設定の上、入国者から健康状態を聞き取って報告してください。
- ・その場合、機内で入国者に記載いただく「質問票」には、受入企業・団体の住所、LINEアプリの設定が完了した担当者の電話番号・メールアドレスを記載するよう、事前に必ず伝えてください。（P16参照）

### ② COCOA



#### □ 目的

感染者との接触情報の確認

※新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について通知を受け取ることができます。

#### □ 使用方法

- ①アプリをインストール
- ②利用規約等に同意
- ③Bluetooth、接触ログの記録を有効化

### ③ 位置情報の保存

#### □ 目的

位置情報の把握

※入国後14日以内に陽性となった場合、保存された位置情報を保健所に提示いただきます

#### □ 使用方法

- Googleマップを「ロケーション履歴がオン」に設定  
又は
  - iPhoneの「利用頻度の高い場所」の設定がオンになっているか確認
- ※詳細の設定方法はp.22,23をご覧ください

#### <注意点>

- 空港での検疫および入国審査時にアプリのインストール・位置情報の保存の有無を対象者の申告等により確認します。誓約違反が判明した際は、受入企業・団体名の公表、本措置の利用停止等の措置をとることがあります。

## After your arrival to Japan

## Handing over this document to your host company in Japan

# LINEを活用した健康フォローアップのお願い (受け入れ企業の皆様へ)

ビジネス目的での往来再開の枠組みを活用して入国・帰国される方には、入国後14日間、LINEアプリを活用した毎日の健康状態の報告をお願いしています。

別紙の通り、**国内電話番号をお持ちかつ日本語対応可能な方が入国される場合**には本人のスマートフォンに、**国内電話番号をお持ちでない方・日本語対応不可能な方が入国される場合には企業の受入責任者のスマートフォンに**、それぞれLINEアプリをインストール・友だち登録等を行っていただいた上で、健康状態の報告をいただくこととなります。

ビジネストラック活用企業の皆様におかれましては、上記の仕組みと流れを御理解いただき、入国者本人に対しても御説明をお願いいたします。

## ①本人または受入責任者のスマートフォンの設定

### STEP1

このQRコードを読み取る



### STEP2

友だち追加と設定



### STEP3

後日、LINEに届くアンケートへ回答



<通知メッセージの受信設定>



## ② 具体的な確認方法

- ・ LINE公式アカウントより、本人のスマートフォン（国内電話番号をお持ちかつ日本語対応可能な方の場合）又は企業の受入責任者のスマートフォン（国内電話番号をお持ちでない方・日本語対応不可能な方の場合）宛てに、健康状態の確認のメッセージをお送りします。  
※ 企業の受入責任者の方からの報告の場合、担当する入国者全員分をまとめて報告してください（例えば、1人でも37.5度以上の発熱のある入国者がいれば、「発熱あり」と回答）。
- ・ 万が一、入国後初回の連絡でLINEアプリでの連絡が取れなかった場合は、お電話により、自動音声で健康状態をお伺いします。

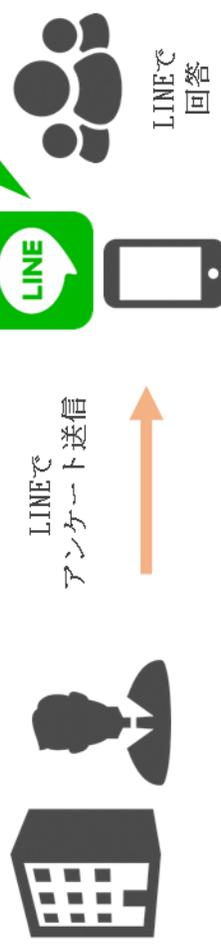
### 【質問項目】

- ・ 37.5度以上の発熱があるか
- ・ せき、のどの痛み、強いだるさ等があるか

※ この質問では、クレジットカード番号や金銭の授受に関する質問は一切行いません。厚生労働省を装った詐欺にご注意ください。

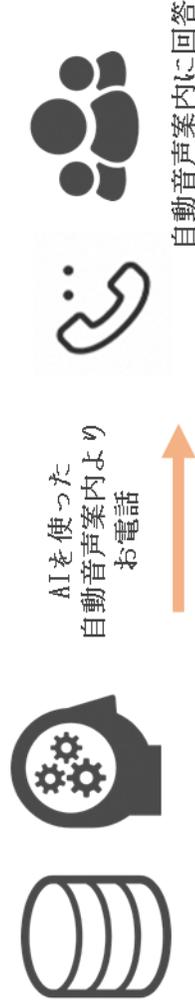
## LINEで10秒、かんたん回答

LINEアプリによる健康状態確認（原則）



厚生労働省

初回通知をLINEでお送りできなかった場合



※LINEで友だち登録いただいたいても、以下のケースに該当する方は電話でのサポートが実施されますのでご注意ください。

- ・ 一部の方には初回のPUSHメッセージを受け取った後に、LINEに登録されている電話番号へSMSによる認証を行います。SMSが受け取れない方、SMSを受け取った後に認証を実施されなかった方。
- ・ PUSHメッセージを受け取った後、翌日9:00までにアンケートにご回答いただけなかった方。

新型コロナウイルス接触確認アプリのインストールをお願いします

自分をまもり、大切な人をまもり、  
地域と社会をまもるために、  
接触確認アプリをインストールしましょう。

## 厚生労働省 新型コロナウイルス 接触確認アプリ

(略称：COCOA)

COVID-19 Contact Confirming Application



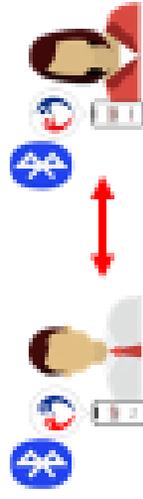
※ 画面イメージ

接触確認アプリは、新型コロナウイルス感染症の  
感染者と接触した可能性について、通知を受け取  
ることが出来る、スマートフォンアプリです

○本アプリは、利用者ご本人の同意を前提に、  
スマートフォン近接通信機能（Bluetoothワ  
ーを利用して、お互いに分らないようブラ  
イバシーを確保して、新型コロナウイルス感染  
症の陽性者と接触した可能性について、通知を  
受けることができるアプリです。

○利用者は、陽性者と接触した可能性が分かるこ  
とで、検査の受診など保健所のサポートを早く  
受けることができます。利用が増えることで、  
感染拡大の防止につながることが期待されます。

1メートル以内、15分以上の接触した可能性



- ・ 接触に関する情報は、端末の中で管理し、外部には送ら  
ず。いつ、誰と接触したのかは、互いに分りません
- ・ ※ 国等の中心のみで接触が通知（ランダムな発着）を認識し、発着  
が頻りに発生すると通知となり、発着  
※ 通知は、位置情報など個人が特定できる情報は通知しません  
※ Bluetoothをオフにするとも通知を認識しません



iPhoneの方はこちら



Androidの方はこちら



詳しくはこちら



# グーグルマップ 位置情報設定方法

## STEP1

Androidスマートフォンまたはタブレットで、「Googleマップアプリ」を開きます。



## STEP2

「プロフィール写真」または「イニシャルアカウントサークルアイコン」をタップします。



## STEP3

「タイムライン」アイコンをタップします。



## STEP4

その他アイコンをタップし、「設定とプライバシー」をタップする。



## STEP5

「現在地がON」になっていることを確認します。オンになっていない場合は、「現在地がOFF」をタップし、現在地をONにします。



## STEP6

「ロケーション履歴がオン」になっていることを確認します。オンになっていない場合は、「ロケーション履歴がOFF」をタップし、ロケーション履歴をONにします。



※電波の状況等により、位置情報の精度等に影響が出る場合があります。

# iPhone 「利用頻度の高い場所」 設定確認方法

STEP1  
ホーム画面で、「設定」をタップ



STEP2  
「設定」画面から「プライバシー」をタップ



STEP3  
「位置情報サービス」をタップ



STEP4  
「システムサービス」をタップ



STEP5  
「利用頻度の高い場所」の設定がオンになっているかを確認する



参考  
「位置情報サービスとプライバシーについて」



※電波の状況等により、位置情報の精度等に影響が出る場合があります。  
※利用頻度の高い場所は、Appleが読み取ることができません。詳しくは、「利用頻度の高い場所」設定画面に記載の「位置情報サービスとプライバシーについて」をご覧ください。

1. 制度の概要について

2. 必要書類について

**3. 企業・団体の皆様への要望事項等**

# 本措置の実施に当たっての企業・団体の皆様への要望事項

- 新型コロナウイルス感染症の全世界的な流行が続いている中、例外的に行われる措置であることに鑑み、企業・団体の皆様には特に次の点について御理解、御協力をお願いします。
- 国外からの新型コロナウイルスの流入防止に万全を期すため、引き続き水際対策を徹底します。同時に、今後、経済を回復軌道に乗せていく上で、我が国内外の感染状況等を踏まえながら、感染再拡大の防止と両立する範囲内において試行していく措置であることを踏まえ、申請に当たっては、邦人の渡航（アウトバウンド）、外国人の訪日（インバウンド）共に、真に必要な方に限ってください。
- 本措置については、例外的に出入国が認められた邦人帰国者、外国人入国者に対する追加的な防疫上の措置について受入企業・団体が責任を持つ制度であることを御理解ください。その一環として、対象者本人が受入企業・団体に、LINEアプリによる健康状態の確認にご協力いただく他、対象者本人が接触確認アプリ・地図アプリを導入したスマートフォンを保有し、逐次位置情報を記録いただくことも求められます。また、対象者が持参すべき必要書類については、入国時の問題を避けるためにも、企業・団体に適切に指導・管理をお願いします。誓約違反等が起こった場合は、当該企業・団体名が公表される他、本件措置の利用が今後認められない可能性があります。
- 今後の措置拡大も見据え、検査証明の取得に当たっては、多くの派遣者を予定している企業・団体や、可能な企業・団体についてはできるだけ企業・団体の健康管理センターや企業・団体内診療所の活用を図ってください。
- 邦人の帰国及び外国人の入国に当たっては、空港におけるCOVID-19に関する検査等検疫措置の円滑な実施の観点から、帰国日・入国日を分散化させる等、平準化に御協力ください。

# 令和2年8月28日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第42回）発表

## 1. 本邦滞在中の在留資格保持者の再入国

本邦滞在中の在留資格保持者について、空港検査能力の拡充等を踏まえ、9月1日以降に実施する所定の手続きを経て、再入国許可をもって出国した者（注1）の入国拒否対象地域からの再入国を許可。

（注1）本邦出国前に、追加的防疫措置に応じる旨を誓約し、出入国在留管理庁から受理書の交付を受けた者。

## 2. 出国中の在留資格保持者の再入国

入国拒否対象地域指定日（注2）から8月31日までに再入国許可をもって出国した在留資格保持者について、9月1日以降、所定の手続きを経た者（注3）の入国拒否対象地域からの再入国を許可。

（注2）4月2日以前に入国拒否対象地域に指定された国・地域については4月3日。

（注3）我が国在外公館において、「再入国関連書類提出確認書」の交付を受けた者。

## 3. 感染拡大防止策等

- （1）上記1. 及び2. の再入国に当たっては、感染拡大防止の観点から、追加的防疫措置として、滞在先の国・地域の出国前72時間以内の検査証明を求める。
- （2）引き続き、空港の検査能力・体制を強化。

# 関係省庁の問い合わせ先等

- よくある問い合わせ <https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/QA0910.pdf>
- 本邦入国時の空港での入国審査について  
法務省出入国在留管理庁 出入国管理部 審判課  
電話：03-3580-4111（内線4446・4447）
- 本邦入国のための査証関連の手続きについて（対象国・地域への渡航のための査証関連のお問い合わせは各国・地域の在京大使館等にお問い合わせください。）  
外務省 領事局 政策課  
電話：03-3580-3311（内線5367）  
外務省 領事局 外国人課（査証関連）  
電話：03-3580-3311（内線3066）
- 各種防疫措置（健康フォローアップ、空港検疫における検査、公共交通機関不使用、接触確認アプリ、地図アプリを通じた位置情報の保存等）について  
厚生労働省 医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全企画課 検疫所業務管理室  
電話：03-5253-1111（内線2468）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19\\_qa\\_kanrenkigyuu\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html)
- 外国人技能実習制度について（国際的な人の往来再開に向けた段階的措置に係る手続きを除く）  
※ 国際的な人の往来再開に向けた段階的措置に関連した外国人技能実習制度についてのよくあるご質問については、外国人技能実習機構のHP（<https://www.otit.go.jp/CoV2/>）に掲載されている「技能実習生がレジデンストラックを利用して入国する場合に関するよくあるご質問」をご確認ください。
- 企業からの一般的なご相談について（防疫措置や手続きの詳細運用、技能実習、特定技能に関する詳細運用等を除く）  
経済産業省 水際対策担当  
電話：03-3501-1511（内線2944）（受付時間 9時30分～18時15分）
- 航空便について  
国土交通省 航空局 危機管理室  
電話：03-5253-8700